

出店のご案内

2026年 令和8年「少林山七草大祭だるま市」への出店募集をいたします。

2026年「少林山七草大祭だるま市」への出店を希望される方は、出店要項をご確認いただき、下記の書類を添えてお申し込みくださいますようお願いいたします。

- ★ 出店申込書
- ★ 会社謄本（個人事業主の場合は住民票）（3か月以内のもの、コピーでも可）
- ★ 営業許可証のコピー（飲食店・食品物販店）
- ★ 販売者の車検証のコピー
- ★ 保険証券のコピー、または、販売にかかる保険加入の証書のコピー
- ★ 当日販売員申請書
- ★ 会社代表者及び販売代表者・その他販売員全員の「誓約書」
(人数分、用紙が不足の場合は各自でコピーして下さい。)

を令和7年12月1日までに必要事項を記入の上、下記まで郵送かメールにてご提出下さい。
なお、FAXでのお申し込みは不可といたします。

飲食店のお申込は1車両ごとになります。車両の代表者がお申込・ご提出ください。

車両が異なる場合、販売員は兼務することはできません。

車両ごとに上記の申込書・写し・誓約書などを揃えて申請してください。

当日、申請のない販売員がいたときには撤退していただきます。

運営委員会において、提出頂いた出店申込書等を検討し、出店を承諾する出店業者の方にはメールにてご連絡いたしますので、連絡可能なメールアドレスをご記入ください。

12月10日 水曜日 午後3時より「出店説明会」を開催いたしますので必ずご出席ください。

「出店登録志納金」はその時にお持ちください。

説明会当日に出店場所をくじ引きにて決定いたします。

説明会当日に「出店許可証」をお渡します。

出店できるのは「出店許可証」をお持ち頂いた店舗のみです。

2026年 「少林山七草大祭だるま市」 出店要項

日 時：令和8年1月6日（火）午前9時頃から～夜通し

7日（水）午後5時頃まで

開催地：少林山達磨寺 境内

＜星祭大祭概要＞

少林山に行基菩薩策の「觀音菩薩」をお祀りした觀音堂がありました。この辺りには、鎌倉・室町時代より觀音信仰があったようです。

江戸時代、碓氷川が氾濫した時、川の中に光り輝く香木をみつけお堂に納めておきました。1680年頃に一了居士という行者が達磨大師のお告げを受け、この靈木で「達磨大師」の坐禅像を彫刻し、このお堂にお祀りしましたところ、「達磨大師の靈地少林山」として知られるようになりました。

すると当時ここは前橋藩の領地であったため、5代藩主酒井雅樂頭忠拳公が前橋城の裏鬼門を護る寺として「北辰鎮宅靈符尊」をお祀りし、水戸光圀公の帰依された「心越禪師」を開山と仰ぎ、水戸光圀公の尽力により創建。

のちに水戸家の永世の祈願所とされました。

今も続く、方位八方除・無病息災・家内安全・商売繁昌・厄除け・受験合格・良縁成就など様々な「星祭り祈祷」を厳修する日本3大靈場と言われる祈祷寺となりました。

約330年前の開創当時から受け継がれる七草大祭星祭は正月七草の伝統行事。

正月7日午前2時は靈符尊光臨の吉日で、6日の前夜祭から縁日としてご利益をもとめる数十万人の参拝者で賑わいます。

約230年前、9代目住職東嶽和尚が天明の大飢饉から農民たちを救済するため、毎年正月に禍を除くお札として近在の家々に配っていた、開山心越禪師の描かれた「一筆達磨札」をもとに木型を彫り、農家の副業になるように、張り子のだるまの作り方を伝授し、この縁日に縁起物として売り出したのが「少林山七草大祭だるま市」の始まりです。

開創以降、途切れることなく続いてきた歴史ある星祭「七草大祭」に出店くださる方を募集いたします。

＜出店申込資格＞

物品又は飲食品を販売し、「少林山七草大祭だるま市」の概要、寺の歴史をご理解いただき、伝統を尊重する業者であること。寺院の行事のため、出店に際しては寺の運営方針にご賛同・ご協力いただき、ご本尊様にご奉仕のお志をお持ちの方に限ります。

当寺は「群馬県暴力団排除条例」及び「高崎市暴力団排除条例」を遵守することから、暴力団員等でないことを誓約すること。

＜出店内容＞

祈祷・授与品関連商品以外は原則自由とします。但し、「少林山七草大祭だるま市」の品位や安全性を損なわないものに限ります。

＜募集出店区画・出店志納金（2日間 約31時間）＞

種目	区分	単位	大きさ	出店登録志納金	大祭志納金
だるま店 または だるま店 区画の 物販店	A	1区画	販売用テント（テント貸出） 間口3.6m×奥行2.7m (電気代設置込)	100,000円	売り上げの15% を ご本尊様に ご奉納ください (領収書発行可) ※当日中にお願い します
	B	1区画	販売用テント持ち込み 間口3.6m×奥行2.7m以下 (電気代設置込)	60,000円	
	倉庫	1張 または 1台	だるま倉庫用テント(9尺2間) or 車両 1張ごと または 車両1台ごと	20,000円	
飲食店 または 物販店	D	1台	大型・普通・小型(軽)移動販売車	20,000円	※当日中にお願い します
	E	1張	持込テント 物販店	20,000円	
	F	1台 または 1張	大型・普通・小型(軽) 移動販売車 持込テント 物販店	5,000円	

※ 移動販売車は1台につき1申請です。

※ D・E区分の出店登録志納金の中には、飲食ブースのテント設置協力金も含まれます。

※ F区分には飲食ブースがありません。テイクアウト販売のみになります。

※ 倉庫とは、だるま店の倉庫用テントまたはシート状の置き場または車両です。通常販売テントの後ろか横に設置します。設置場所は寺の指示に従ってください。

※ 大祭志納金はご本尊様に当日ご奉納ください。

＜電気の使用について＞

飲食・物販店の電気は各店舗にてご用意ください。寺で電気の設備・供給は致しませんのでご注意ください。

だるま店の店舗内照明は寺で一括して設備いたします。

達磨店・物販店にて、その他の電気（発電機など）やガス器具・石油製品・炭などの使用に関しては、火災等の危険が伴うため、必ず寺に申請し、許可済の上ご使用ください。

<募集区画数>

車両区分	設置場所	募集区画数
A・B	本堂前～達磨堂前～達磨堂東側	5テントまで
D	達磨堂東側～駐車場内～本堂西側	10台
E	同上	5区画
F	瑞雲閣・札場・絵付け体験玄関前～参道通り道	5台+3区画まで

- ★ だるま店・物販店はテント持込可。ただし、持込テントは1区画9尺2間以下です。
- ★ 飲食店は移動販売車のみで、テントの持込は禁止致します。
- ★ 物販店のテントは9尺2間または2.5×2.5m以下とします。
- ★ 出店場所は「出店説明会」で、くじ引きにて決定いたします。
- ★ 営業可能時間は6日午前9時～7日午後4時までの31時間です。

<出店にあたっての順守事項>

- ◆ 飲食店は群馬県または高崎市保健所の営業許可証を有し、販売に関する損害保険等の加入者の車両のみとなります。食品衛生法、道路交通法、高崎市・安中市消防組合火災予防条例その他関係法令を遵守してください。
- ◆ 移動販売車等の配置に係る場所及び時間などは、寺の方針・指示に従って下さい。
- ◆ 出店時には出店許可証を携帯し、求められた場合には必ず提示してください。
- ◆ 本堂裏に飲食ブースを作りますが広さが限られるため、出来るだけお持ち帰り可能な包装で販売してください。
- ◆ 飲食店は各店舗前に45ℓ以上のゴミ箱を必ず設置してください。寺でゴミ箱は設置いたしません。
- ◆ 常時ごみの回収を徹底し、常に周辺の美化・衛生管理に努めてください。
- ◆ 回収したごみは各自お持ち帰りください。
- ◆ 終了後は清掃等を徹底し、発生したゴミは出店者の責任のもと、飲食スペースも含め、持ち帰ってください。
- ◆ 区画内や周辺は原状に戻してください。
- ◆ 長い行列ができないよう番号札での対応など、工夫をしてください。
- ◆ 行き過ぎた客引き行為は禁止します。
- ◆ 各店舗の使用範囲は店舗前1m以内でお願いします。
- ◆ 出店及び販売行為、販売した商品等に関して事故や苦情があった場合は、出店者の責任において誠意をもって対処してください。
- ◆ 出店区画やその周辺での事故や盗難について、寺は一切の責任を負いません。
- ◆ 参拝信者や他の出店者とのトラブルとならないよう善処してください。

- ◆ 店舗ごとの看板は強風の多い場所のため、安全には十分気を付けて設置してください。出店に伴う全ての事故は自己責任で解決してください。
- ◆ 樹木やその他寺の建物・設備等に看板等を設置しないでください。
- ◆ 敷地内の建物、設備、器物、樹木その他の財産を汚したり、破損したりしないでください。特に、冬季の落葉樹は葉がないため枯れ枝と間違えないようにお願いいたします。
冬季でも境内の樹木はすべて新芽を蓄えて生きています。

- ◆ 宿泊施設はありませんが、6日の晩に仮眠をとる方は、6日午後11時から7日午前8時まで「大講堂」の大広間を臨時宿泊所といたします。
- ◆ 寝具等はありませんので各自でご用意ください。

- ◆ 星祭祈祷は6日から7日の間夜通し行います。7日午前1時～午前3時に星祭大祈祷があるため、7日午前3時頃までなるべく連続して開店してください。

- ◆ 移動販売車両の他にサブの自動車が必要な場合は必ず寺に申請してください。1台
までは臨時駐車場許可証を発行いたします。
- ◆ 許可車両以外の車は参拝者用の第3公園駐車場は駐車禁止です。
- ◆ アルバイトの車も参拝者用の第3公園駐車場には駐車禁止です。乗り合わせてご来山頂くか、または、送迎していただきご来山ください。

- ◆ 搬入時間は6日午前7時から午前8時とします。午前7時前に会場には入れません。また、遅刻した場合も入場できません。
搬入時間前の近隣での待機は、エンジン音の騒音や通行の妨げになり、近隣住宅に迷惑がかかりますのでご遠慮ください。
- ◆ 搬出時間は7日午後5時から6時とします。
- ◆ 営業時間は6日午前9時から7日午後4時までといたします。
- ◆ 6日午前8時から7日午後5時まで、販売車両の出入りはできません。万が一出入りの必要がある場合は必ずお寺の許可を得てください。寺の許可を得ず時間内に撤退した場合は相当の処置をいたします。
- ◆ 参拝者の通行の安全のため、7日は午後5時以降に撤収してください。
- ◆ 許可車両が中途入退車する場合は本堂裏南西よりお願いいたします。参拝者の安全確保のため、通行止めの寺務所西から下らないようにお願いいたします。
- ◆ バリケードの移動は禁止です。

- ◆ 皆様は参拝者からは「少林山達磨寺」の関係者として判断されます。皆様の素晴らしい接客により「七草大祭だるま市」が高評価を得られると考えます。すると、「七草大祭だるま市」が益々発展し賑わう事でしょう。参拝者には、寺の職員としてご対応くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

- ◆ 緊急時の対応がある時は寺の指示に従い対応してください。
- ◆ その他、寺の指示に従ってください。

<七草大祭行事予定>

6日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ✧ 7:00 出店者 搬入開始
- ✧ 8:00 出店者 搬入終了
- ✧ 準備でき次第、出店者 販売開始
- ✧ 9:00 祈祷受付 開始
- ✧ 七草大祭星祭祈祷 開始
- ✧ 12:00 交通規制開始
- ✧ 14:00 安全祈願祭（本堂にて）
 - ★ 瑞雲閣より出頭
 - ★ 木遣り奉納
 - ★ 安全祈願大法要
- ✧ 18:00 星祭り能 開演
- ✧ 夜通し 星祭り祈祷

7日・・・・・・・・・・・・・・・・

- ✧ 1:00～ 七草大祭 星祭大祈祷（本堂にて）
- ✧ 10:00～ 大般若転読法要（本堂にて）
 - ★ 瑞雲閣より出頭
- ✧ 14:00 一部、交通規制解除
- ✧ 15:30 七草大祭星祭祈祷 受付終了
- ✧ 16:30 七草大祭星祭祈祷 終了
- ✧ 出店者 販売終了
- ✧ 17:00 七草大祭だるま市 終了
- 出店者 車両での移動・搬出開始
- 全面、交通規制解除
- ✧ 18:00 完全撤収

※ 応募のために提出された個人情報については、別紙事項の確認後、寺で処分をいたしますので、返却いたしません。

<出店申込書の提出先及び連絡先>

〒370-0868 群馬県高崎市鼻高町 296 番地

宗教法人 少林山達磨寺内

少林山七草大祭運営委員会

TEL : 027-322-8800 FAX : 027-322-3083

Email : darumaji358@gmail.com

出 店 申 込 書

少林山達磨寺 殿

令和 年 月 日

会社名 :
代表者名 :
住所 : 〒
会社電話番号 :
代表者携帯番号 :
販売責任者名 :
責任者携帯番号 :
メールアドレス :

私は本書の内容で、2026年（令和8年）「少林山七草大祭だるま市」への出店を申込いたします。

1. 出店内容

別紙をご参照の上、出展内容の該当する箇所に○をし、区画数をご記入ください。

種目	車両区分	単位	種類	出店台数
飲食店 物販店	A	1張	だるま店	張
	B	1張	だるま店・物販店	張
	倉庫	1台 or 1張	倉庫用	台・張
	D	1台	移動販売車	台
	E	1張	物販テント	張
	F	1台 or 1張	移動販売車 物販テント	台・張

2. 販売品目

2026年 「少林山七草大祭だるま市」

当日販売員 申請書（全員の誓約書と一緒に提出してください。）

会社名

店舗名

番号	氏名	住所	電話番号	生年月日	運転免許証番号 その他 身分証明書番号
会社 代表者				昭和 平成 年 月 日	
販売 責任者 1				昭和 平成 年 月 日	
販売員 2				昭和 平成 年 月 日	
販売員 3				昭和 平成 年 月 日	
販売員 4				昭和 平成 年 月 日	
販売員 5				昭和 平成 年 月 日	
販売員 6				昭和 平成 年 月 日	
販売員 7				昭和 平成 年 月 日	
販売員 8				昭和 平成 年 月 日	

誓 約 書 (会社代表者)

少林山達磨寺 殿

2026年1月6日及び7日に開催される「少林山七草大祭だるま市」への出店に伴いまして、「私、当社または当団体の役員等は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(第2条第6号)に規定する暴力団員」または、「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」ではなく、かつ、「暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと」を誓約いたします。

また、上記確認の為、申込書を群馬県警察本部に照会することを承諾し、暴力団員等との関係が確認された場合に出店を断わられても何ら異議を申しません。また「申込者及び当日販売員申請書」に記載されている者のみ従事させます。誓約に違反して取られた一切の措置について一切異議を申し立てず、誓約に違反することによって自らに生じた損害について賠償請求も行わないことを誓約いたします。

また、「少林山七草大祭だるま市」に出店するにあたり、少林山達磨寺に全面的に協力し、「2026年 少林山七草大祭だるま市 出店要項」及び出店注意事項を遵守し、少林山達磨寺の指示に従います。

その他、提出書類に虚偽があった場合等において、当方が不利益を被る事となつても、異議は一切申し立て致しません。また、出店要項及び出店注意事項に違反すること等により、達磨寺に費用又は損害が生じた場合には、その費用を償還し、又は損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

会社住所.....

会社名または名称.....

代表者名..... 印.....

会社電話番号.....

代表者携帯番号.....

生年月日..... 年 月 日.....

誓 約 書 (販売員)

少林山達磨寺 殿

2026年1月6日及び7日に開催される「少林山七草大祭だるま市」への出店販売業務に伴いまして、私は「暴力団員による不当な行為の防止等の関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員」または「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」ではなく、かつ、「暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと」を誓約いたします。

また、上記確認の為、運転免許証または身分証明書等を群馬県警察本部に照会することを承諾し、暴力団員等との関係が確認された場合には、出店販売業務に一切従事しません。誓約に違反して取られた一切の措置について、一切異議を申し立てず、誓約に違反することによって自らに生じた損害について賠償請求も行わないことを誓約いたします。

また、「少林山七草大祭だるま市」に出店するにあたり、少林山達磨寺に全面的に協力し、「2026年 少林山七草大祭だるま市 出店要項」及び出店注意事項を遵守し、少林山達磨寺の指示に従います。

その他、提出書類に虚偽があった場合等において、当方が不利益を被る事となっても、異議は一切申し立て致しません。また、出店要項及び出店注意事項に違反すること等により、達磨寺に費用又は損害が生じた場合には、その費用を償還し、又は損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

住 所

販売員名

印

連絡先

携帯番号

生年月日

年 月 日